

食安輸発1130第1号

平成21年11月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

カナダ産ロブスター及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年11月24日付け食安輸発1124第14号）に基づき、麻痺性貝毒について食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、カナダ政府においてロブスターに係る麻痺性貝毒管理対策が講じられたことから、別途事務連絡にて示すカナダ政府により登録された輸出業者から輸出され、かつロブスター管理に係る証明書が添付されたカナダ産ロブスター（大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。）及びその加工品については、通常の監視体制とすることとしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。